

高額療養費が自動振込になります！

令和4年2月に判明した高額療養費の支給から、簡素化申請をすると、該当月ごとに申請をしなくても自動振込ができます。(対象者には簡素化申請書が届きます。)

○対象者 次の要件を全て満たす世帯

国民健康保険料の滞納がなく医療費の一部負担金の支払が全て完了している世帯

○関連事項 簡素化申請にあたり、全てに同意が必要です。

- ・医療費の一部負担金支払いについて、市から医療機関等へ照会すること
- ・医療費の一部負担金を未払いの場合、支給済の高額療養費を市に返還すること
- ・支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、市に返還すること

○自動振込を停止するとき

- ・世帯主に変更があったとき（死亡・転出など）
- ・自動振込の要件を満たしていないとき
- ・指定した口座に入金できないとき（口座番号等誤りのときは再度申請必要）
- ・世帯主が自動振込の停止を希望するとき（簡素化停止申請が必要）

★自動振込の停止後は、従来どおり、該当月ごとの支給申請が必要です。

★停止要件に該当しなくなったときは、再度簡素化申請が必要です。

○その他注意事項

- ・自動振込後は、高額療養費の勸奨通知は届きません。
- ・支給が判明した翌月末までに自動振込となります。
- ・自動振込後は、支給がある場合のみ支給決定通知書が届きます。
- ・第三者行為による傷病により診療を受けたときは、連絡してください。
- ・75歳になった方は、後期高齢者医療制度にて高額療養費の手続が必要です。

※令和4年1月以前に案内した高額療養費（～令和3年11月診療分）は、簡素化対象外です。従来どおり、領収書を持参のうえ申請手続きをしてください。

《問い合わせ先》 宇部市役所保険年金課（本庁1階9番窓口）電話 0836-34-8285